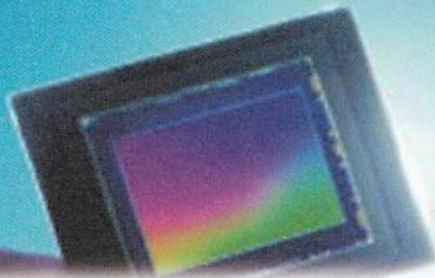


## ソニーLSIデザイン株式会社 求人票



- 事業内容      半導体デバイスの企画・開発・設計      ■ 設立      1986年6月25日
- 資本金      1億円（ソニーセミコンダクタソリューションズ(株)100%出資）
- 社員数      1,800名（2017年10月1日現在）      ■ 会社HP      <http://www.sony-lsi.co.jp>
- 事業所      本社（神奈川県厚木市）、福岡事業所（福岡市）
- 募集人員      60名（予定）
- 募集職種      <半導体デバイス設計・開発・評価>
  - ・CMOSイメージセンサ設計      ・ソフトウェア（ファームウェア）設計      ・テスト・評価・解析
  - ・アナログ（回路）設計      ・デジタル（論理）設計      ・バックエンド（物理）設計
 <設計環境構築>
  - ・設計環境（EDA）開発
- 募集対象学科      理系各学科（電気、電子、情報、通信、物理、物性、機械、化学等）  
※学校推薦は修士了、学部卒、高専卒全て受付けております※
- 応募資格      2019年3月（または2018年9月）卒業・大学院修了見込みの方（障がい者採用も受付けています）
- 応募方法      まずはソニーグループ共通新卒採用マイページに登録してください（3/1より登録受付開始）  
※当社HP新卒採用ページの「プレエントリー」より登録ができます  
<http://www.sony-lsi.co.jp/recruit/index.html>
- 選考内容      書類選考・適性試験・面接（学校推薦の場合、面接回数が少なくなります ※3月中の応募のみ）
- 初任給      修士了：240,000円 学部卒：213,000円 高専卒：200,000円（2017年4月実績）
- 賞与      賞与：年2回（6、12月）
- 勤務時間      月間フレックスタイム制（標準労働時間8時間、休憩時間1時間、コアタイム10:00～14:50）
- 休日・休暇      年間休日128日（完全週休2日制（土・日）、年末年始・夏季一斉休日、個人別休日 ※2017年 実績7日）  
年次有給休暇（初年度15日付与）、育児休暇（20日間、給与支給）、産前産後休暇、その他特別休暇  
※有給休暇平均取得日数 13日（2016年度実績）
- 勤務地      本社（神奈川県厚木市）、福岡事業所（福岡市）
- 福利厚生      社会保険各種、企業年金基金、財形貯蓄制度、持株会、保養所
- 研修制度      新入社員集合研修、新入社員技術研修、専門技術研修、階層別研修、キャリア研修  
ヒューマン系研修（コミュニケーション、ロジカルシンキング等）
- 過去3年間の新卒採用者数（離職者数）  
2017年 32名（0名） 2016年 32名（0名） 2015年 7名（1名）
- 問い合わせ      採用専用アドレス：slsi-saiyou@jp.sony.com  
 <本社>      〒243-0021 神奈川県厚木市岡田4-16-1  
 TEL：0120-137-946  
 <福岡事業所>      〒814-0001 福岡県福岡市早良区百道浜2-3-2TNC放送会館20F  
 TEL：0120-571-538

私どもは、この求人申込みの時点において、ハローワークにおける求人不受理の対象に該当いたしません。

\*ハローワークにおける求人不受理の対象とは、以下のチェックシートのチェック欄に1つでも該当する場合があります。

事業所名 ソニーLSIデザイン株式会社  
 事業所所在地 神奈川県厚木市岡田4-16-1  
 代表者名 人事総務部長 石井明彦

対象条項など、求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット『労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません!』(LL291115首01)により確認し、理解しました。

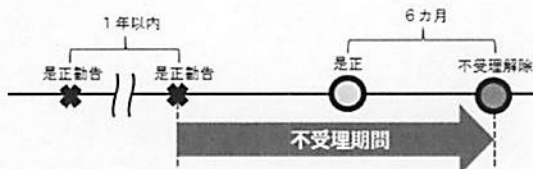
チェックシート

以下の求人不受理の対象に該当する場合は、チェック欄にし点(「✓」)を記入してください。なお、以下のうち1つでも該当する場合は、ハローワークにおける求人不受理の対象となります。

1. 労働基準法および最低賃金法関係

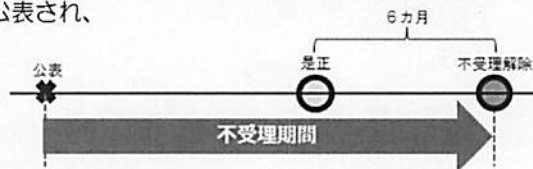
(1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。



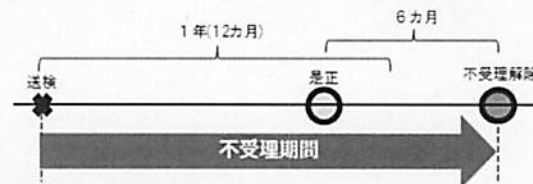
(2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。



(3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 送検後1年(12カ月)が経過していない。
- c 是正してから6カ月が経過していない。



2. 職業安定法、男女雇用機会均等法および育児・介護休業法関係

(1) 対象条項違反の是正を求める勧告又は改善命令に従わず、企業名が公表<sup>※</sup>され、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。



※職業安定法第48条の3第3項、男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の2の規定による。

3. 項目1および項目2共通

(1) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、  
 ①労働基準監督署による是正勧告、  
 ②需給調整事業課(室)による助言や指導、勧告、  
 ③雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。